

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社AlbaLink
【英訳名】	AlbaLink Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 河田 憲二
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 仲川 周
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場二丁目17番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社AlbaLink 横浜支店 （神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目12番16号遠藤ビル2階） 株式会社AlbaLink 大阪支店 （大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番16号南平ビル9階） 株式会社AlbaLink 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅四得丁目2番12号松陽ビル8階） 株式会社AlbaLink 大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目77番1号マル星第1ビル4階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長河田憲二及び取締役CFO仲川周は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は空き家マッチング事業の単一セグメントであり、連結対象となる子会社及び持分法適用となる関連会社を有していないことから、当社を重要な事業拠点としました。また、選定した重要な事業拠点においては不動産の買取り再販を主たる事業活動としていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、及び棚卸資産（販売用不動産及び仕掛販売用不動産）に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。